

「小樽ワインスクウェア推進協議会」規約

2022年3月23日制定

第1条（目的及び名称）

本会は、北海道のワイン産地として注目される後志地方の中核都市である小樽市で、ワインを積極的に提供する店舗の情報発信と関係者のスキルアップを目指すことを目的として、「小樽ワインスクウェア」と称した活動を実施する。「小樽ワインスクウェア」の事業を円滑に遂行することを目的として、「小樽ワインスクウェア推進協議会」（以下、本会という）を設置する。

第2条（所掌事務）

本会は次に掲げる業務について実施する

- (1) 小樽ワインスクウェアの情報発信
- (2) 会員相互の交流ならびにスキルアップを目的とする勉強会等の開催
- (3) 一般消費者を対象としたイベント、ツアー等の開催
- (4) (1)～(3)に掲げる業務を実施するために必要なその他の業務

第3条（会員）

本会は、主旨・目的を理解し、協議会の承認を受けた加盟店、及びその活動に賛同する個人、法人等を会員とする。

第4条（会員及び会員資格）

本会の会員およびその資格は次のとおりとする。

- (1) 会員 小樽市内に店舗を有しており、通常営業時において常時一定程度のワインを提供している飲食店
- (2) オブザーバー 本会の目的に賛同し、本事業に協力する個人、法人等

第5条（会費）

年会費は当面は徴収せず、イベントや勉強会等の開催には参加費を徴収することとする。尚、小樽ワインスクウェアの活動の成果が認知されるようになってきた場合には、総会にて会費の徴収について検討するものとする。

第6条（入会）

本会に入会しようとする者は、本会が定める募集期間中に限り、申し出るものとする。なお、会員の募集期間、及び、入会審査は役員会が必要に応じて行い、決定する。

第7条（退会）

退会しようとする会員は、本会に申し出る。会員が本会の活動に支障をきたすようなときは、役員会の決定によって退会させることができる。

第8条（役員）

本会に次の役員を置き、総会において選出する

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 若干名

第9条（役員の職務、役員会）

役員会は会長が必要に応じて招集し 会の運営を担う。役員の職務は、以下とする

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 事務局長は、本会の事務的事項を統括する
- (4) 幹事は、本会の取組みを関係機関および協力団体等に発信していくとともに、会計の監査を務める

第10条（任期）

役員任期は1ヵ年とする。ただし、任期の途中において選出された役員任期は前任者の残存期間とする。

第11条（総会）

総会は、構成員によって構成され、毎年1回会長が召集し、次の事項のことを議決する。

- (1) 小樽ワインスクウェアの事業計画および事業報告
- (2) 要領の改正
- (3) その他、役員が必要と認めた事項

2 総会は、構成員の2分の1以上が出席（委任状を含む）しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した構成員（委任状を含む）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 総会の場において、第1項に定める議事以外の動議があった場合は、出席者の3分の2以上（委任状を含む）の同意を得たときに限り議事とすることができる。

第12条（事務局）

本会の運営については、事務局を設置することとし、NPO法人ワインクラスター北海道に置く。

第13条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月から翌年3月までとする。

第14条（その他）

この定款に定める以外、必要な事項については、協議会で協議するものとする。